

社会福祉法人ライフサポート協会

定 款

第一章 総則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、人権を保障する立場から多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人居宅介護等事業の経営

(ロ) 老人デイサービスセンターの経営

(ハ) 老人在宅介護支援センターの経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 老人短期入所事業の経営

(ヘ) 地域活動支援センターの受託経営

(ト) 特定相談支援事業の経営

(チ) 一般相談支援事業の経営

(リ) 障害児相談支援事業の経営

(ヌ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ル) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ヲ) 障害児通所支援事業の経営

(ワ) 移動支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人ライフサポート協会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域で社会的援護を必要とする住民を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員七名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員二名の合計四名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行なう。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名以上が出席し、かつ外部委員の一名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の損害賠償責任)

第 8 条 評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人又は第三者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（並びに会計監査人）の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監査並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 決算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 法人の解散、合併等
- (7) 残余財産及び基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 役員等の損害賠償責任の免除及び一部免除
- (10) 役員、評議員、会計監査人の報酬基準の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会で選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 六名

(2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長、二名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第四十五条の十六第二項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に四か月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 19 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員損害賠償責任)

- 第 22 条 役員(理事及び監事)は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人又は第三者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員報酬等)

- 第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内及び、報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第 24 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

- 第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第 30 条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第 31 条 運営協議会の委員は八～十名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第 32 条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第 33 条 法人が第31条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第 34 条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第 35 条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第 36 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 金額 100 万円

(2) [所在] 大阪市住吉区帝塚山東五丁目10番地1、2153番地6、2153番地1、2155番地2

[家屋番号] 10番1

[構造] 鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィング葺3階建

[床面積] 1階 777.61㎡

2階 1044.39㎡

3階 192.17㎡

3 その他の財産は、基本財産、公益事業財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第四十四条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 37 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の総数の三分の二以上の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 39 条 この法人の事業計画書、収支計算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 資金収支計算書及び事業活動計算書
 - (5) 貸借対照表及び資金収支計算書並びに事業活動収支計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に定時評議員会の日の二週間前の日から五年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第 41 条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第 42 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

- 第 43 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第八章 公益を目的とする事業

(種別)

第 44 条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護職員初任者研修事業
- (3) 介護予防支援事業
- (4) 日中一時支援事業
- (5) 移動支援従業者養成研修事業（知的障がい者課程・精神障がい者課程）
- (6) 地域包括支援センターの受託経営
- (7) 地域見守り支援事業の受託経営
- (8) 障がい者事業所作品展示販売
- (9) 地域福祉ワークショップと交流企画事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 解散及び合併

(解 散)

第 45 条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 47 条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 48 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 49 条 この法人の公告は、社会福祉法人ライフサポート協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第 50 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅延なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	大伴 清馬
理 事	平澤 徹
理 事	小住 光
理 事	大川 恵二
理 事	村田 進

理 事 松永 年雄

監 事 阪野 修

監 事 小西 寿一

附 則

この定款は、1999年7月6日に制定する。

附 則

変更後の定款は、2000年3月10日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2000年9月19日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2001年3月30日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2001年11月29日から施行する。

2 2001年7月5日選任の評議員の任期は、第17条の規定に関わらず、
2003年7月5日までとする。

附 則

変更後の定款は、2002年1月30日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2004年5月7日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2004年7月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2004年10月25日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2005年7月8日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2006年9月21日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2007年5月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2008年3月4日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2009年 1月 13日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2011年 6月 24日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2011年11月9日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2012年6月27日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2013年11月28日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2014年4月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2015年5月12日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2016年8月2日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2017年4月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、2017年10月12日から施行する。